

- 5 平成29年11月15日、請求人は大阪府知事に対し、本件変更決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁の事務処理誤りのため児童扶養の認定が誤っていた事により保護が少なく支給されていた事が違法であり不当である。

- (2) 審理員が請求人に対し、平成29年12月19日付けで、弁明書の副本を送付し、これに対する反論書等の提出を求めたが提出がなく、平成30年11月19日付けで再度反論書の提出を求めたが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

- (3) 請求人から提出のあった証拠書類に次の記載がある。

ア 平成29年8月29日付け [] 第 [] 号の保護決定通知書には、「保護変更 平成29年6月1日、保護決定理由 児童扶養手当の一部支給額について平成29年6月より調整入力を行い、それにより生じる追給額を算出します。今回支給額 20,870円」との記載がある。

イ 平成29年8月29日付け [] 第 [] 号の通知書には、「理由 請求人の6月分就労収入申告額に基づき7月分保護費の変更で生じる返納額を算出します。」と記載があり、「上記変更決定を行ったとすれば生じることとなる返納額12,318円については、10月分保護費から1回で収入充当(減額調整)します。」との記載がある。

ウ 平成29年8月29日付け [] 第 [] 号の保護決定通知書には、「保護変更 平成29年8月1日、保護決定理由 請求人の7月分就労収入申告額に基づき8月分保護費の変更で生じる追給額を算出します。児童扶養手当一部支給額の変更により調整入力額を変更します。今回支給額 25,708円」との記載がある。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が平成29年12月15日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 弁明の趣旨

本職が請求人に対して行った平成29年8月29日付本件変更決定は、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。（以下「問答集」という。））問13-2答1「扶助費追支給の限度」に基づくものである。

イ 本件変更決定に至る経緯

平成28年6月1日	保護開始
平成28年11月30日	請求人から処分庁に児童扶養手当証書（一部支給分）の提出があった。（有効期限平成29年7月31日）
平成28年12月5日	平成28年11月30日提出の児童扶養手当証書で確認した手当額に基づき、保護変更を行った。
平成29年8月8日	請求人が来所し、保護費の支給額について指摘があったため、確認すると、支給額が相違していることを確認した。
平成29年8月29日	処分庁は問答集問13-2答1に基づき、遡及変更は発見月からその前月分の3ヶ月と判断し平成29年6月から本件変更決定を行った。
平成29年8月30日	担当ケースワーカーが請求人宅を訪問し、経緯を説明。支給相違があったことを説明した。
平成29年9月7日	本件変更決定通知書（平成29年6月から9月）の送付を行った。
平成29年10月31日	請求人来所。担当ケースワーカー、担当係長が本件経緯を改めて説明した。

ウ 本件変更決定について

最低生活費の遡及変更は、別冊問答集問13-2答1に扶助費の遡及支給の限度について「最低生活費の遡及変更は3ヶ月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」であり「3ヶ月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない」とあることから、遡及変更期間を発見月及びその前月分までの2ヶ月とする決定を行ったものである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成28年11月30日に処分庁が受理した請求人の児童扶養手当証書には、「手当月額 平成28年8月から21,460円(一部支給)」との記載がある。

イ 平成28年12月5日付けのケース記録票には、「請求人より児童扶養手当証書の提出あり。これによると、平成28年8月より一部支給となっており、支給額は21,460円である。これに伴い、12月の保護費より、その他収入(児童扶養手当)の収入認定額を21,460円へ変更する。」との記載がある。

ウ 平成29年8月8日付けのケース記録票には、「平成28年8月から一部支給21,460円・・・平成28年12月IPより調整入力42,330円-21,460円=20,870円を減額し調整入力(H29.11月まで)を行っている模様。しかし現在は調整入力が行われていないことが発覚。確認すると、平成29年1月16日起案の保護変更により端末処理上遡って保護変更を行っていることが原因で調整入力が消去されているらしいことがわかった。

支給済保護費より確認すると、平成29年2月より調整入力がなされていないことが確認できた。

児童扶養手当額について児童扶養手当係に確認をすると、下記の通りである。

平成28年8月～ 一部支給 手当月額 21,460円

平成29年4月～ 一部支給 手当月額 21,440円

よって端末上遡ることが可能な平成29年6月より保護変更処理(併せて就労収入認定も行う)

<平成29年6月保護変更>

調整入力 42,330-21,460=20,870

-20,870を収入充当調整入力→支給20,870円10月保護上積払い

<平成29年7月保護変更>

就労収入認定 59,988円 実費控除5,040円

→これにより生じる返還12,318円 10月保護費より収入充当

<平成29年8月保護変更>

・児童扶養手当一部支給額21,440円に変更のため、42,990-21,440=20,850円 -20,850円に調整入力変更

・就労収入認定 58,942円 実費控除6,720円

→上記処理により生じる支給25,708円10月保護費上積払い

お知らせ11月に一部支給額確認と入力(調整入力「継続」で入力。金額改定確認要。証書提出については請求人に依頼済)」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)において、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」と定めている。
- (4) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第8の1の(4)のアにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、6箇月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と定めている。
- (5) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)の問第10の11の答では、実施機関からの追加支給を行うべき場合について、「次回支給月以後の収入充当額を減額することによって調整することは認められないものであり、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づき、扶助費支給額の変更決定を行って追加支給すること。」と定めている。
- (6) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

2 本件変更決定について

(1) 本件についてみると、処分庁は、請求人から提出のあった、一部支給に変更された児童扶養手当証書に基づき、その他収入(児童扶養手当)の収入認定額を変更(減額)する決定を行ったものの、別の保護変更の際に誤った事務処理を行ったため、平成29年2月分以降の保護費が本来支給すべき額と相違していた事実が同年8月に判明したことから、前記1(6)のとおり、発見月の前々月である同年6月に遡及して本件変更決定を行ったものと認められる。

(2) しかしながら、本件支給額の相違は、処分庁の事務処理誤りによるものであることは処分庁自身も認めるところであり、この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けられることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せかんがみると、処分庁がその過誤により請求人に平成29年2月分以降の児童扶養手当にかかる収入認定額を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるといえることができる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって(要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。)、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるといふべきである(東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照。)」と判示する。

(3) これらを踏まえると、処分庁の過誤により、平成29年2月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件変更決定がこれら処分の適法性を前提として平成29年6月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件変更決定は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

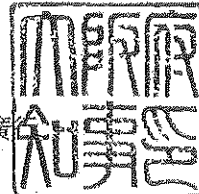
3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1

項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成31年3月29日

審査庁 大阪府知事職務代理者
大阪府副知事 竹内 廣



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。